

刈谷藩元文三年一揆について

池内 敏

はじめに

元文三年（一七三八）十月四日、刈谷藩領四ヶ村の百姓たちが池鯉道山神に集結し、藩から示されたこの年の検見に対して強く抗議した。騒動に集まった数は六〇七〇〇人に及ぶといい、抗議行動は刈谷城下を指す予定であった。藩側はただちに事態の沈静化へ向けて動き、藩役人を百姓たちの集結する現場へ派遣して願書を受け取って騒ぎを解散させた。それとともに検見を主導した新任の郡方役人三人をただちに逼塞処分とし、さらに時を置かずして刈谷藩領から追放した。一方、百姓たちの抗議行動に対しては、誤り証文を提出させて庄屋の一部を呵り置くとともに藩領すべてから合わせて一五〇〇俵の科料米を徴収した。これが刈谷藩領で生じた元文三年百姓一揆の概要である。

この一揆を埋もれていた刈谷町庄屋留帳のなかから見いだしたのが宇野幸男である。宇野は、享保末年（一七三〇年代）における刈谷藩領の財政窮乏を前提条件としたうえで、「直接には元文三年、藩が貢納強化のために新しい検見法を実施しようとしたた

め」に一揆が起こったと述べる。宇野は「新検見法を中止して前年検見の率になったこと、郡奉行更迭の復旧、百姓から犠牲者を出さなかつたこと等の点において、百姓側の要求が相当程度獲得されたと見てよい」とこの一揆を評価する。

『刈谷市史』は資料編でこの一揆に関わる史料を二点掲げ（『三浦家文書』日録と『刈谷町庄屋留帳』第二巻からそれぞれ抄録）、通史編の第五章で三項十五頁にわたって一揆の経過と意義を詳述する（表1参照）。それは「刈谷藩においても、享保十年には二万両の累積赤字を抱える程に藩財政は窮迫していた。」と述べるところから始まり、藩財政の窮乏を打開する方法として、まずは藩外からの資金調達に奔走したことが例示される。そうした金策も元文元年（一七三六）には万策が尽き、享保十九年からは既存の年貢先納金に加えて村方御用金を課して、領内からの資金調達に努めるようになった。それら「先納金・御用金の厳しい調達とともに、藩収入の基本である年貢の増徴をめざして、享保二十年四月に、藩は領内惣検見を命じた」。しかしながら年貢未進は止まず、藩財政の困窮は極めて厳しいものがあつた。そうした財政

表1 元文一揆の経過（『刈谷市史』第二巻による）

享保19年	駿府御用金から1000両拝借。 領内村方に対し、年貢先納金に加えて村方御用金を課す。
享保20年4月	領内惣検見を命じる。
7～8月	8ヶ村が定免を願う。
20年	刈谷町酒屋鴻池又左衛門が525両の借金を抱えて倒産。 刈谷町豪商太田忠右衛門が金20両を融通できずに差し詰まる。
21(元文元)年	市原の材木商新五左衛門が御用金不納のため領内売買停止処分。
元文2年2月	御用金上納督促のために石取が領内庄屋を廻る。
3年3月	酒井善兵衛(江戸、浪人)を刈谷藩御用人格、勝手方、地方勤とする。 佐藤三太夫にも酒井と同様の地位と任務が与えられる。
4月25日	酒井・佐藤が江戸を出立。身延山、駿府に立ち寄り、5月9日刈谷着。
28日	酒井・佐藤が刈谷藩に出仕。その後、ふたりは江戸へ向けて出立。
7月17日	匂坂糸右衛門を目付格郡代に登用するとの通知が刈谷に届く。
19日	匂坂、刈谷着。23日～29日にかけて領内巡検。
8月3日	匂坂、検見致方書を国元用人渡部唐兵衛に提出。
11日	御用所に庄屋を集めて、今秋の検見について匂坂が説明。
12日	匂坂は代官を通じて9月5日から立毛検見を実施すると村々に通知。
17日	12ヶ村の庄屋が条件付で検見の中止を願い出る。
19日	村々は検見の全面中止を願い出る。
25日	佐藤三太夫が刈谷着。遅れて酒井も刈谷着。
28日	郡奉行筑摩猪右衛門・麻葉新右衛門が検見立会いにつき藩へ伺い。
29日	早稲の検見が始まる。
9月10日	佐藤・酒井に江戸入用金を含む勝手方一切取り仕切りを任す。
11日	佐藤・酒井は匂坂の在所屋敷に同居を開始。
15日	郡奉行筑摩・麻葉を更迭。酒井・佐藤・匂坂に村方支配の全権委任。
22日	領内全村を挙げて代官あてに検見のやり方をめぐる訴願。
10月2日	天水場にかかわる4ヶ村庄屋が検見の免除を願う。 国元家老から江戸藩邸に新役人3人の処分について伺い書提出 ^(*) 。
3日	村々の農民たちの寄合。
4日	知立道山ノ神に600～700人の農民が集合。
5日	検見中止と新役人3人を処分。
6日	森十太兵衛を処分。
7日	筑摩・麻葉が郡奉行に復帰。匂坂と酒井を罷免、追放。
16日	佐藤を追放。
19日	森の処分解除。
11月2日	村方に申啓書の提出を求める。
13日	村方は誤証文を提出。
19日	科料米1500俵を課す。
12月21日	家老磯山勘解由を処分(蟄居)。

[備考] ^(*)『刈谷市史』第二巻本文中では日付が明記されないが、『刈谷市史』第六巻所収の史料によれば10月2日のことである。

難の打開をめざして「藩政改革の専門家を登用する」ことにした。それが、「江戸で浪人中の酒井善兵衛」と佐藤三太夫の任用であった。佐藤は享保十九年に駿府御用金から千両拝借を引き出した経験があった(三四〇頁)。また右の二人にやや遅れて匂坂糸右衛門を郡代役として登用し、「九月十五日に三人はこれまでの郡奉行筑摩猪右衛門・麻葉新左衛門に代わって、郡方・勝手方はもとより、村方拝借米の差配も含めて、村方支配の全権を藩から委任された。ここに新役人三人による、新検見法の実施を中心とする財政改革の取り組みが始まった」(三四五頁)。

ところがわずか半月余にして「財政改革の取り組み」は頓挫する。十月四日に六〇七〇人の百姓たちが集結する騒動が起こると、「翌朝には、手まわしよく検見の中止と新役人三人の処分が、三家老の連名で発表された」。この新役人三人の速やかな罷免の背景には、「騒動前にこのことを予測して、江戸刈谷藩邸にあらかじめ伺いを立てるといふ、国元家老たちの騒動回避へ向けての手回しのよい準備があった」(三四九頁)と指摘する。ただし匂坂・酒井の処分が早々に決まったのに対し佐藤の処分をめぐる議論が紛糾し、「新役人の処分をめぐる藩首脳部の議論の背景には、新役人の登用を歓迎した部分と、快く思わなかった部分との対立を予想させる」(三五〇頁)という。

百姓に対する処分にあっても「科料米こそ課されたが、農民側に一人の処分者も出さなかったことはたいへん注目される」(三

五一頁)といい、それは「新役人処分問題でもめたような藩内事情」のゆえだとする。「藩内が割れているのは、「頭取吟味」そして処分というように強行できなかった」とする見立てである。有毛検見法を「一人の処分者もだすことなく」阻止し、その後の「年貢量の増大を若干にとどめ、以後固定化せしめた」ところに「この一揆の力が大きかった」(三五二頁)というのが元文一揆の評価である。

『新編安城市史』では「年貢徴収方法にみる領主支配」(第二章第一節第二項)とする項での言及だけに、その関心は有毛検見法導入の試みの方に置かれており、一揆の経過に関する叙述を更新するものではない。この一揆は「刈谷藩が定免制に代わるあらたな年貢確定法として有毛検見法の導入を図」ったところに生じたものであり、「それに対する村の抵抗が一揆として表面化した」とものと評価する(一五五頁)。

以上によれば、(1)元文三年時点で刈谷藩の財政窮乏には厳しいものがあり、その打開策の一つとして有毛検見法の導入が試みられたこと、(2)それに対して藩領四ヶ村の領民たちが抗議行動を行い、藩の政策が即時撤回されたこと(その撤回には施策の現地での実行担当者の罷免をも含む)、(3)政策の撤回はきわめて迅速になされたが、その背景には当該政策をめぐる藩内の意見対立があったらしいこと、こうした諸点がこれまでに明らかにされてきたといえる。

本稿は、右の三つのうち先ずもって(1)(2)に言及できればと思う。

一 元文三年一揆が起ころまで

元文三年一揆の直接の前提となった刈谷藩政の動きを、『刈谷市史』に倣って財政難の打開をめざした財政改革の取り組みであったとおこう。『刈谷市史』の叙述(表1)と重複するが、酒井・佐藤の任用から罷免にいたる過程を再確認するところから始めたい。

〔史料一〕

○〔四月廿六日〕今晚江戸も御便有之、左之通申来、

御用人格、御勝手方一式、地方共二、右御用相勤候二付一ヶ
年ニ金三十両ツ、宛之 佐藤三太夫

御用人格、四十人扶持被下、御勝手方、御地方ともニ一式、

酒井善兵衛

右之通、当十五日被仰付候、善兵衛儀浪人之由、此度被召出、
右之通被仰付、早速御礼申上、神文等相済候旨申来、

〔三浦家日録〕元文三年〔A40〕四月廿六日条。

傍線は引用者、以下同様

元文三年四月十五日、江戸で佐藤三太夫、酒井善兵衛を御用人格で御勝手向・地方役人として登用したとする知らせが同月二六日に刈谷へ届いた。当時、藩主義理は在府中であつた。酒井が浪人であつたことは右史料のとおりである。他方、佐藤の経歴は詳らかにならないが、享保十九年三月に御留守居手代を免じられてゐること、同二十年二月に御取次格に任用されていること、元文二年閏十一月に築地御屋敷御預ケ・田安番所詰を命じられており、ときどき江戸から刈谷へ赴いて御用務めを行っているところから、三浦家江戸藩邸詰の者であつたことが分かる。また享保十九年には駿府借入金⁽⁴⁾の調達に尽力し、その功に対して小袖一が与えられている。

佐藤・酒井の両名は四月二五日に江戸を発ち、身延山および駿河・遠江のあたりに立ち寄つてから刈谷に向かうとのことであつた。⁽⁵⁾身延山への立ち寄り理由は分らないが、駿河・遠江のあたり(駿遠之間)には用事があつて立ち寄るとのことであつた。刈谷到着は五月九日である。また、佐藤・酒井の江戸出立にあわせて筑摩猪右衛門も少し遅れて江戸を出立した。⁽⁷⁾筑摩は元文二年五月二八日の藩主義理の江戸参府に少し遅れて同年六月から江戸藩邸へ詰めており、刈谷へは元文三年五月十日に戻つた。刈谷に戻つた筑摩は麻葉新右衛門とともに、酒井・佐藤らと交代するまでは勝手方・地方支配を担つた人物であり、五月十四日には既に古銀引替にかかわる幕府法令の領内触流しに連署している。⁽⁸⁾

なお、刈谷に到着した佐藤・酒井の滞在は短期間で、同月二六日には兩名ともに江戸へ下つてゆく。佐藤が刈谷に戻るのは八月二五日、酒井は九月三日のことである。

ところで、おそらく佐藤・酒井が江戸に戻つてまもなく、匂坂が御目付格郡代并勝手方に任命された。次に示す「史料二」七月九日条は、ほかのヶ条の書きぶりと対比すると、江戸で六月二六日に匂坂が召し出されたとする連絡が七月九日に刈谷に到着したというものである。日付に誤りが無いとすれば、藩主義理は同じ六月二六日に江戸発駕、七月四日に刈谷帰城しているから、帰国へ向けての慌ただしいさなかに匂坂を召し出したこととなる。

そして「史料二」によれば、郡奉行の筑摩猪右衛門・麻葉新右衛門、新たに取立られたばかりの佐藤三太夫・酒井善兵衛とともに郡代・御勝手方の職務に励むこと、当面は匂坂（現・静岡県磐田市）の住まいに居りながら刈谷へ通うので構わないこと（a）、御用の内容によつては江戸藩邸へも参上すること（b）、こうしたことが匂坂に対して命じられた。匂坂の刈谷到着は七月十九日のことである。

〔史料二〕

A 七月九日

六月廿六日

一御步行二十人扶持御目付格被召出、郡代并御勝手方共可勤候、a 住居者匂坂ニ罷在、刈谷ニ通と可相心得候、筑摩猪右

刈谷藩元文三年一揆について（池内）

衛門・麻葉新右衛門・佐藤三太夫・酒井善兵衛可申合候、b 江戸表ニも御用之節者可罷上候、

（勝山藩家老九津見家資料0196「被仰渡申渡扣

從元禄十五年延享四卯年）

B 同（七月）十七日

此度匂坂糸右衛門被召出、御目付格郡代役被仰付候、地方役人万端差図を請可相勤候、近々糸右衛門御領分相廻候間、c 庄屋・組頭致案内、地境村境無相違引合可申候、是迄之義不依何事可相尋候間、有体ニ可申聞候、

右之趣御代官中江申渡、御領分廻達有之候様ニ申渡、其外穀取・御普請方・山廻り共江も申付候、

同十九日、匂坂糸右衛門着、今晚ハ御賄初而罷越候付、一汁三菜下忝菜ニ可仕旨御台所ニ而出来、御賄所方仕出、

同廿日、今朝より御賄之義申渡候処、手前賄ニ可仕旨ニ付、諸道具今朝相渡、

（「三浦家日録」元文三年（A40）七月十七日、廿日条）

C 匂坂糸右衛門、検見致方ノ書付、今日唐兵衛へ相渡、猶又委細ヲ糸右衛門御用人衆へ被尋候而、其上ニ而達御聴候様申談候而、相渡、

（「三浦家日録」元文三年（A39）八月三日条）

D 同十一日、匂坂糸右衛門方存寄之検見之任法当年方可被仰付旨ニ付、今日庄屋共呼寄於御用所立合、糸右衛門方申渡置、帳

面之仕方等三冊二記、写取候様ニ相渡、

〔三浦家日録〕元文三年〔A40〕八月十一日条

その後、七月二三日から二九日までの七日間、勾坂は穀取（右取）二名を補佐役として刈谷領内の巡検に出かけた。そこには庄屋・組頭が案内をするように指示があり、地境・村境の点検（おそらくは現況と絵図の突き合わせ）や年貢収納にかかわる先例・慣行をこと細かに事情聴取することとなった^(C)。八月三日、勾坂は検見実施案を書面にして八月の月番目付渡部唐兵衛へ提出した。案の細部について御用人衆と質疑を重ねたうえで藩主の裁可を得たいとした（C）。

そして八月十一日、恐らくは刈谷藩内での検討も経た上で、勾坂による検見実施案にもとづいて検見を実施することが、勾坂自身によって領内の庄屋どもに知らされた。御用所に集められた庄屋たちに対して勾坂は、新たな検見の実施方法とりわけ村の側が作成すべき帳面の仕立て方などを記した書面を三冊提示し、それを写し取るように指示した（D）。

これに対して同日（十一日）中ないしは翌十二日、領内の十二ヶ村から新たな検見の方式には不慣れであること、以前から定免のところは定免のままにしてほしいこと、の二点を願書にして地方代官のひとり永田彦右衛門にあてて提出した（後掲「史料あ」）。『刈谷町庄屋留帳』の記載では右の願書の次項に、勾坂か

ら三代官（小嶋清助・永田彦右衛門・猪瀬庄兵衛）に宛てて新たな検見方法による検見を九月五日から実施することを領内の村々へ廻達するよう求める八月十二日付「申触候覚」がある「史料三」。右の願書があつたにもかかわらず検見の実施を伝えようとしたか、願書を見る前に検見の実施を伝えようとしたものなのかは良く分からない。いずれにせよ当初の予定通りに検見は実施するとの宣言である。

〔史料三〕^(D)

申触候覚

一來月五日頃方田方当立毛検見相始、村順ニ令見分候、依て先達て名主・組頭・惣百姓立会内見致、前方申渡候別紙案文之通り帳面仕立可被申候、本田・新田共田並坪付検見致候間、帳面之通銘々紙札二記、田毎ニ相立引合之入見分可被申候、反別過不足歩有之歟、手くらケ間敷儀仕、後日ニ勘定違・考違など申分仕候共、名主・組頭可為越度候間、入念帳面仕立可被指出候、

一本田之内取下ヶ段免有之ハ、番附之下ニ免定面之あさな相記、反歩寄・分米共ニ銘々ニ可被致候、

一畑田成・本田・新田・切添・永荒・起返りの場所所有之ハ、当御年貢上納可有之候、若隱置、後日知レ候ハ、是又急度可被仰付候、

一 検見泊り休之節、名主宅江百姓大勢集候事無用ニ候、朝夕水夫働候者斗指出、入用不掛様可被致候、尤兼て被仰付候通、所ニ有合野菜ニて相賄、馳走ケ間敷儀一切被致間敷候、惣て年中入用不掛様ニ致、無抛入用之分帳面ニ記、百姓銘々印形取之置、何時も相尋候節可被指出候、

一 村々ニおいて末々之御役人并小者等百姓を頼、調物一切不致候様ニ堅被仰付候間、可被得其意候、

右之趣、村々江御申付可被成候、已上

八月十二日

勾坂糸右衛門

御代官中

右之通被仰渡候、可被得其意候、已上

同日

小嶋清助

永田彦右衛門

猪瀬庄兵衛

以手紙申遣候、然ハ検見日限は追て可申触候間、左様可被

相心得候、已上

八月十二日

三代官

村々

これに対して八月十七日、領内の十二ヶ村は改めて願書（後掲「史料い」）を提出した。それは、新たな検見法には不慣れではあ

るが指示通りに検見を受け入れること、そのかわりに従来通りの免と変わらない部分については検見の対象外としてほしいこと（二元免ニ引合候分ハはね田被為仰下置候様）、代々定免として凶作でも定量を納めてきた「山田（山之田）」については従来通り定免にしてほしいとする要望書であった。さらに引き続き領内すべての村々から新たな検見を実施しないよう求める願書が提出されたという（「史料四」④）。それら願書を見た藩主は、十九日、「みなで相談して決めよ」と指示したので、家老はそれら願書をすべて目を通すこととなった（⑤）。

〔史料四〕

○④今度勾坂糸右衛門検見仕方ニ付、村方ハ不殘御免之願書差出候、⑤此間内見いたし候而唐兵衛を以入御覽候処、今日被仰出候者、皆共相談之通可致旨被仰出候而、書付不殘受取申候、
〔三浦家日録〕元文三年（A39）八月十九日条

さて、この間の新たな仕法による検見の実施へ向けての動きは、いわば勾坂糸右衛門が主導して進めており、佐藤・酒井は関与していない。何となれば、先述の通り、佐藤が刈谷に戻るのは八月二五日、酒井は九月三日のことだからである。また、八月二八日になって、筑摩猪右衛門・麻葉新右衛門の両名が当年の検見に加わることにについて、何の指示もないのでこの先どうすれば良

いか藩主の意向を確認しているところからすれば、この時点で勝手方・地方支配を担当していたはずの筑摩猪右衛門・麻葉新右衛門の両名もこのたびの検見施行過程からは除外されていた。二八日の指示は、筑摩・麻葉がひとりずつ交代で検見の現場に出るようになっていたものであったが、この時点までに新たな検見仕法について着々と準備が進められてきてからの指示だけに、筑摩・麻葉が検見の現場で求められた役割も中心的なものではなかった。

ところで、句坂は登用されるに際して「筑摩猪右衛門・麻葉新右衛門・佐藤三太夫・酒井善兵衛可申合候」とする指示を受けていた(史料二 A)。しかしながら実際には句坂単独でことを進めてきた。ここで準備が進められていた新たな検見法は「句坂条右衛門」存寄之検見之仕法(史料二 D)であった。筑摩・麻葉はもちろん、佐藤・酒井も持ち合わせていなかった句坂だけに備わった仕法であり知識(経験も含む)であった。

『地方凡例録』「畝引検見之事」には「享保以来料所の分ハ残らず有毛取に成て畝引検見ハなし、今も私領方にてハ上方・中国・関東とも畝引検見もあり、又は料所並なる色取もあり、是其家々の法にていたすこと、見えたり」とする記述が得られる(大石慎三郎校訂『地方凡例録』上、近藤出版社、一九六九年、一六八頁)。ここにいう「今」は、『地方凡例録』の著者大石久敬が同書編纂を試みていた寛政三年(一七九一)以後のことだろう。このころ地域によっては畝引検見法を採る地域もあれば有毛検見法を

採る地域もあった。「享保以来料所の分ハ残らず有毛取に成て」に関わっては、『地方凡例録』「有毛検見之事」に「享保年中勘定奉行神尾若狭守之を申立、料所の分ハ残らず有毛検見に成たり」(同前一七〇〜一七一頁)とする記述もある。享保年中からは料所すなわち幕府領では有毛検見が行われたというのである。

句坂条右衛門は句坂の居宅から通いながら刈谷藩での検見仕法を担当すれば良いとされていた。居宅の正確な位置はわからない。しかしながら、句坂村はおおよそ旗本領であり(『旧高旧領取調帳』データベース、国立歴史民俗博物館HP)、周囲には幕領も少なくなかった。何よりも中泉代官所の所在地からはさほど遠く離れてはいない。「句坂条右衛門」存寄之検見之仕法」は、そうした環境のなかで獲得された当時最新の仕法だったのではなかったか。

句坂の任用は、江戸で刈谷藩国元における御勝手方・地方とも一式を委ねられた酒井・佐藤の任用から二ヶ月余り遅れている。酒井・佐藤は、江戸を発つて刈谷へ赴く際に「駿遠之間用事有之候付立寄」ことを断っており、五月九日に刈谷に到着したのち同二六日には江戸へ向けて出立した。句坂の江戸での任用は、酒井・佐藤の江戸着以後のことである。こうした状況を勘案すると、句坂を刈谷藩江戸藩邸に推挙したのはこの二人と見て良いのではないか。

八月二五日に佐藤三太夫が刈谷に戻るとすぐに、二九日から領

内の検見が始められた。⁽¹⁵⁾その後、史料によつて日付に差があるが、九月六日ないし十一日に、筑摩・麻葉の両名が郡奉行兼役并地方御役人支配を免じられ、佐藤・酒井・匂坂の三名が代わつてその任に就いた。『刈谷町庄屋留帳』では、そうした交代が領内に知らされたのは九月十五日のこととする。また十日には、佐藤・酒井の両名が刈谷藩元元の入用だけでなく、江戸藩邸での入用についても差配することとされた。⁽¹⁸⁾さらに当初は匂坂からの通いで良いとされていた糸右衛門に刈谷で屋敷を与えるので引越してくるよう求め、佐藤・酒井も刈谷滞在中は同じ屋敷で過ごすよう命じた。⁽¹⁹⁾ここに三人の新役人主導による財政改革が本腰を入れて始まることとなった。

ところが、こうした財政改革への動きが始まった矢先に、九月二二日、検見の実施方法を具体的に明らかにするよう求める願書が領内四ヶ村から提出された(後掲「史料う」)。また古米定免とされてきた「山田(山之田)」に高をもつ周辺四ヶ村が八月十七日に引き続き十月二日にも願書を提出し、思い切った譲歩案を提示しつつ、匂坂の主導する新たな検見仕法の展開に軌道修正を求めた(後掲「史料え」)。譲歩とは、「山田(山之田)」の定免を認めてもらう代わりに、今後三年間は通常の年貢米に加えて毎年二五俵余分に納めるという提案である。

このころには村々の百姓たちがあちらこちらに集まっては騒動を起こしそうだという風聞があり(「史料五」^(f))、十月三日夜に

もそうした寄合があったという^(g)。そして、集まった人々は十月四日には刈谷城下(町口門)まで押し寄せるといふ知らせもあった^(h)。そしてその四日、百姓ども六く七百人が「八丁山ノ神」⁽²⁰⁾のあたりに次第に集合しつつあるという知らせが届いた。検見の現場に出ていた佐藤・酒井・匂坂の三名を家老宅(九津見家史料では九津見吉左衛門宅)に呼び戻し、ただちに善処するよう命じた。佐藤が百姓たちの集合する場所へ出向いて願書を受け取り、「願いは聞き届けるから退散せよ」と命じた。それで百姓たちは夜中にかけて次第に解散したという⁽ⁱ⁾。

なお、家老九津見の残した記録(F)によれば、百姓たちが集まって騒動中の場所へ出かけていったのは三太夫と御代官猪瀬庄兵衛のほか石取二人と四ヶ村庄屋が含まれていた。この庄屋たちが先述の「山田(山之田)」周辺四ヶ村の庄屋だとすれば、彼らは新たな検見仕法に対して妥協的であったから、騒動の場に集結した人々に比べれば穏健派と見えた。そして三太夫以下の面々が騒動の人たちに向かつて「段々ニ申聞候」というのだから、騒ぎを静めるよう説得を行ったということだろう。すると集まった人々を代表して願書が提出され、三太夫の発言があつて騒動は解散に至つたという⁽ⁱ⁾。

たしかに多人数が集まったが、そこには暴力的な行為や衝突は見えず、武力的な鎮圧はそうした目論見のかけらすら存在しなかつた。御領内惣百姓を差出者とする願書(後掲「史料お」)が

提出され、受領した側も願意を承知したと明言して、それをもって騒動は解散した。これが刈谷藩元文一揆のすべてである。

〔史料五〕

E 十月四日

一此度検見新法ニ付①村々百姓共所々江寄合致騒動候風説専有之旨大目付中亦も申立有

之、依之為隠シ目付御徒目付一場三郎平并和久井与右衛門差出候様ニ御内々ニ而被仰付承合候得共様子難相知候処、②昨夜も寄合之趣ニ相聞、且又③今日町口御門相詰可申旨注進有之候付、④三太夫・善兵衛・糸右衛門検見場方御家老中御呼寄被成、右之趣被仰渡、取鎮候様ニ被仰渡候、百姓共六七百人八丁山ノ神辺江段々集り候付、三太夫并御代官共罷出、願書三太夫致持参候、願之趣御聞届被成候間引取候様ニ御代官共方申渡、追々夜中退散申候、

(三浦家日録) 元文三年十月四日 (A 40)

F 此度検見之義ニ付百姓共及騒動、知鯉鮒道迄追々罷越候、依之早々取鎮メ候様ニ可仕旨被仰出候段申渡候、右ニ付①三太夫并御代官猪瀬庄兵衛・御石取兩人四ヶ村庄屋共召連右之場所ニ相越、段々ニ申聞候、然処百姓共願書尙差出候、三太夫受取、願之通承届候而明日中何れ共願之通可被仰付候而退散候様ニ申聞候処、納得申候而致退散候、

(勝山藩家老九津見家資料 0196 「被仰渡申渡扣
從元禄十五年延享四卯年」)

二 新たな検見仕法への百姓たちの対応

句坂糸右衛門による有毛検見仕法実施の試みに対し、百姓側が折々に提出した願書の中味に即して整理し直してみた。以下に示す「史料あ」～「史料お」が元文三年八月の有毛検見仕法導入直後から十月四日の騒動時点までのもの、「史料か」①～④は、騒動収束後の十一月に百姓たちが藩側から誤り証文の提出を求められて作成したもの、である。

(1) 八月に十二ヶ村から提出された願書「史料あ」の要点は、以下の①②二点である。

①合毛附を村側が行つて帳面に仕立てて提出するというやり方はこれまで経験が無いのでやめて欲しい。検見役人が検見を行う際に合毛を実施して欲しい。

②以前から定免の場所は今回の検見対象から除外して欲しい。永々御定免の場所は領主の代替わりとは無関係に継続して欲しい。

(2) 八月十七日に十二ヶ村から提出された願書「史料い」の要点は、以下の③④二点である。

- ③ 新たな検見仕法は不慣れではあるが受け入れてやってみる、つまり村側で合毛付を行って帳面を作成して提出するから、村側の実施した合毛付の結果、これまでの免と変わらないようであれば、そこは新たな検見仕法の対象から除外して欲しい（これまでどおりの仕法に従って年貢を賦課して欲しい）。
- ④ 古来定免であった山田（山之田）については定免としてほしい。趣旨は②と同じながら、具体的な場所を特定しつつ、なぜ定免であるべきかを述べる。
- ③ 九月二二日に藩領四ヶ村すべてから出された願書「史料」の要点は、以下の⑤の通りである。
- ⑤ 新たな検見仕法の具体的な手続き（無難・合毛・坪刈の実施方法、平均や上中下の等級の付け方、最終的な年貢の算出方法）を教えて欲しい。
- ④ 十月二日に山田（山之田）周辺四ヶ村から提出された願書「史料」の要点は、以下の⑥の通りである。
- ⑥ 「山田（山之田）」は古来定免であり、新たな検見仕法に際しても従来通りに定免にしてほしい。定免を認めてもらえれば今後三年間は通常の年貢に米二五俵ずつ加算して納入する（5）十月四日の騒動の現場で提出された願書「史料お」の要点は、以下⑦〜⑨の三点である。
- ⑦ これまで定免の場所まで新たな検見仕法を適用するのはやめてほしい。

- ⑧ 村側が合毛付を行うのも不慣れだが、検見役人が坪刈を行って算出した合毛について百姓が確認印を捺すというやり方は勘弁して欲しい。
 - ⑨ ⑤と同じく、新たな検見仕法の具体的な手続きを教えて欲しいし、検見仕法の様子を実際に見せて教えて欲しい。
- 以上を比較対照させたのが表2であり、ここから領民たちの要望は、旧来定免であったところは定免にしてほしい、新たな検見仕法に少なからずみえる不明点について分かるようにしてほしい、とする二点に大きく集約できそうである。
- 一方、「史料か」①〜⑨は、騒動収束後に百姓たちが提出することとなった誤り証文であり、①が郡奉行あて誤り証文の下書き、②がその修正で三代官あて、③が②をもとにして代官側で書き直して実際に受領した誤証文である。④⑤は、先に整理した要望⑨を踏まえた記述と騒動を引き起こしたこ

表2 村々からの願書の内容

	旧来から定免の場所は定免に	新しい仕法への不安補足説明等の要求
(1) 8月	12ヶ村	②
(2) 8月17日	12ヶ村	④
(3) 9月22日	41ヶ村	⑤
(4) 10月2日	4ヶ村	⑥
(5) 10月4日	41ヶ村	⑦

とを謝罪する内容との二つから構成される。ただし④は百姓たちの手元に返却されて、三代官側で書き直した⑤が誤り証文として受領され、おそらくは藩の上層部にまであがっていった。

三代官側の書き直し理由は④⑤ではあまりにも「断りがましい」からという。騒動を起こすだけの理由があったから百姓たちは騒動を起こしたのだと読めるというのだろう。書き直された④には今回の騒動に即した個別具体的な内容が何も無く、ひたすら謝罪の言葉を繰り返すばかりとなっている。④⑤の内容はいわば⑨の繰り返しであり、⑨は⑤の繰り返しであった。百姓たちの要望における核心部分であり、この間、百姓たちとの折衝の現場にいた諸役人たちにとっては再三繰り返し聞かされた主張であった。十月四日に願書「史料お」を受け取り、ただちに新たな仕法にもとづく検見を中止した段階で、百姓たちの主張は受け入れられたも同然であった。それを誤り証文のなかでも繰り返し書くとすれば、それは代官側からすれば「断りがましく」感じられたのである。このひたすら具体性を欠いた謝罪の繰り返しされる誤り証文の提出をもって、元文三年一揆は一区切りがついたのである。

〔史料あ〕

奉願口上之覚

一御検見之儀合毛附村方にて仕、帳面指上申候様被為仰付奉畏候、是迄村方にて仕馴不申候合毛附ニ御座候間無覚束奉存

候、何とぞ御見分之上合毛被為仰付被下候様奉願上候、
一古来方御定免之場所ハ御検見御除キ被為遊可被下候、永々御定免之場所ニ御座候間、何とぞ前々御代様之通被為仰付被下候様、幾重ニも奉願上候、

右之趣宜被為仰上、願之通相叶候様奉願上候、以上、
午八月 十式ヶ村

永田彦右衛門様

（刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第二卷、
一九七六年、一一四頁）

〔史料い〕

奉願口上之覚

一御検見合毛附之儀御免被遊被下候様奉願上候、御百姓共御憐愍被仰付候旨難有奉存候、乍然御検見之御風儀乍恐不案内ニ奉存候へ共、被為仰付候通合毛附仕、帳面指上可申候間、元免二引合申候分ハはね田被為仰下置候様奉願上候、御百姓ハ永々之儀御座候間、乍恐幾重ニも奉願上候、

一古来御定免山田天水之場所にて、御代様ニも七八年相続キ及日損立毛無御座候節ニも御代々御定免之場所故御用捨御願不申上候、御先代之御検見御除キ被下置候百姓之儀永々之儀ニ御座候間、畏御慈悲御代々之通御除キ被下置候様幾重ニも奉願上候、右之趣宜被仰上可被下候（様、脱カ）奉願上候、以

上

午八月十七日

十式ヶ村 庄屋

組頭

〔刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第二卷、
一九七六年、一一六頁〕

〔史料う〕

奉願口上之覚

一 当御検見中稲段々御覧被遊候付、無難并合毛、御坪刈増減、御平均、上中下、御勘定御立如何被仰付候儀ニ御座候哉御百姓共無覚束奉存候付、達て御窺宜候様申候間、被御極方被仰聞被下置候様奉願上候、以上

九月廿二日

四十一ヶ村

御代官様

〔刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第二卷、
一九七六年、一二〇頁〕

〔史料え〕

奉願口上之覚

一 山之田定免先達て御願申上候通、四ヶ村之儀別て古来方之御定免ニ御座候、此度御検見場所被為仰付候段何とも迷惑ニ奉存候、四ヶ村高百三拾七石余御座候、右之御田地天水場所、

刈谷藩元文三年一揆について〔池内〕

雑用・肥し等大分掛り申候間、御百姓精力を以作仕候、畏御慈悲を以前々通御定免ニ被成下候様奉願上候、御めん定之外ニ四ヶ村にて壹ヶ年ニ御米貳拾五俵、三ヶ年之内御上納可仕候、永々御定免ニ御座候間、何とそ被為仰付被下候ハ御百姓共難有奉存候、尤三ヶ年通候ハ、前々通ニ被仰付可被下候、右之趣奉願上候、以上、

十月二日

太田平蔵

庄八郎

勘助

長八郎

金右衛門

七之助

小嶋清助様

〔刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第二卷、
一九七六年、一二〇頁〕

〔史料お〕

乍恐奉願上口上之覚

当御検見御風義御替被為遊、御代々御定免被仰付被下置候場所迄御検見被仰付候段承知仕迷惑奉存候、兼而御定免場所江者別而肥等多ク仕候所ニ一統之御検見被仰付候義迷惑至極奉存候、殊ニ村々ニ而合毛等相積り候様ニ被仰付、此義も不案内ニ

付御古例御検見之通被仰付被下置候様先達而御願申上候得とも御承引無御座、被仰出候御義ニ候間、先々御検見御請申候様被為仰付、其上ニ而御百姓共及迷惑候義も出来仕ニ而願書申候者、何分ニも御取立可被成候御義と被仰聞承知難有奉畏候、則早稲・中稻等御検見御請申候所ニ御坪刈之合毛等迄百姓之印形御取被成被候得者、御検見請申候村々者勿論、于今御検見不相濟村々共承無覺束奉存候、依之御願上候者、無難之様子、上下之段々御訳、御坪刈合毛被遊方、中稻御検見御引方等、乍恐拜見仕度奉存候、稲刈入も段々延引罷成候付、殊之外くさはへ候へとも、御引方之御様子共無覺束、得刈入不仕候間迷惑奉存候、右御引方之御様子被仰聞可被下候、此義重々之奉願上候、以上、

午十月四日

御領内惣百姓

御代官様御衆中

(勝山藩家老九津見家資料0196「被仰渡申渡扣

從元禄十五午年至延享四卯年)

〔史料か〕

① 奉指上証文之事

十月四日百姓共願書奉指上候趣ハ、此度検見之儀ニ付坪刈合毛之被遊方、無難并上中下三段之訳、右御引方之御様子等奉承知度段出訴仕候、

一此度御検見之被遊例年と御風儀も相替り候ニ付、先達て願奉指出候処、若百姓共之難儀も出来候ハ、其節可奉願之旨被仰付置候、然所未御検見御引方之善悪も不奉承知内致一統騒動仕候事、

一右奉願候趣は騒動ニも不及儀庄や共取鎮メ置何ケ度も可奉願候、若地方役人様御取上ケ無御座候ハ、其節御目付中へ可奉願答之所、第一百姓共も役人え対し我忒成仕方ニ被為思召候旨、年々御仕置始ニ被仰付置候御条目を相背一統仕、御城下近辺え詰掛ケ及騒動出訴仕候段、上を不奉恐入仕方之事、

元文三戊午年十一月

百姓代兩人

組頭

庄屋

筑 猪右衛門様

麻 新左衛門様

右之通下書出申候ニ付、十一月十三日相認御領分庄や・組頭・百姓代印形仕証文指上ケ申候、

② 口上之覚

先頃御百姓共一統仕書付指上申候ニ付申啓可仕旨為仰付奉畏、御書付之趣御百姓共へ為申聞候所、御上様不奉恐不調法千萬仕、申啓可仕様無御座候、此上御慈悲を以御赦免被為遊被下候様惣百姓共奉願上候、私共申啓可仕様無御座候、幾重ニも御慈悲を以御赦免被為遊被下置候様奉願上候、右之趣何分ニも宜様被仰上被下候ハ、難有奉存候、以上

十一月

御領分庄屋 印形

三代官様

ハ 乍恐口上 此書付ハ御返し、左の書付上ル

一 当御検見御風儀相替り候ニ付先達て御願申上候処、百姓共及難儀候筋も有之ハ御取上可被成下候御儀被為仰渡難有奉存候ニ付、御検見請、掛り申候所、御古役様方地方御免被仰付候御儀承知仕奉驚、夫ニ付合毛被遊方、無難、上中下甲乙不相知候様奉存 御願申上候儀、一統共不奉存候て罷出候御事、一 右御願申上候趣庄や取鎖メ置候へ共、御検見合毛無難等被遊方不被成下内鎌をも難入奉存、くさりは多穂等も出来候ニ付、何れ庄やニても相頼、御願書可指上と奉存罷出候御事、一年々御仕置初被為仰渡候旨奉承知候へ共、地方御役人様ヲ指置、御目付様方何れえも罷出候存寄毛頭無御座候、御上様ヲ不奉恐候段幾重ニも御免被下置候様奉願候、右之通御百姓共申分ニ御座候、此度不調法之段村々庄や共え

御赦免被下置候ハ、難有奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上

十一月

御領分庄や不残印形

三代官様

右之通相認指上候処、あまり断かましく被思召、御代官様御内証にて御直し、左ニ写置候通書付上ル、

〔刈谷町庄屋留帳〕第二卷、一二三〜一二五頁

おわりに

刈谷藩領民の願書にも見るように、刈谷藩ではそれまで定免法と検見法とが混在しながら適用されてきた。従来から検見の対象であった場所に新たな検見仕法を導入することは、仕法に不明な点がいくつもあつて容易に受容しがたいところがあつたが、それでもまったく受け入れないというわけではなかつた。他方、これまで定免とされてきた場所にも新たな検見の仕法が導入されることには強い抵抗感があつた。山田(山之田)の場合、豊凶にかかわらず毎年一定の年貢を納めてきたのは定免という代々の慣行に従つたからだつた。百姓たちの抗議・抵抗は要は先例に違ふことがいきなり導入されようとした点にあつた。

句坂の持ち込んだ新たな仕法が受け入れられなかつた背景には、そうした現地における先例重視の実情を十分に理解していなかったことがあるだろう。しかも藩主の独断によるもの²¹⁾だつただ

けに、百姓だけでなく領主層における合意形成にも不足していたことも失敗の要因であった。新たな検見仕法が短期間で撤回され、匂坂らが解任されたのもそうした事情による。百姓たちの抵抗運動が契機であったにせよ、そこで選択された政策が受容される素地を欠いていたことが大きかった。

藩の政策が即時撤回されたことについて、「百姓側の要求が相対程度獲得された」とか有毛検見法を「一人の処分者もだすことなく」阻止し、その後の「年貢量の増大を若干にとどめ、以後固定化せしめた」ところに「この一揆の力が大きかった」とこれまで評価されてきた。たしかにその後の「年貢量の増大を若干にとどめ、以後固定化せしめた」ことは事実のようである。それをもって「百姓側の要求が相対程度獲得された」とするの誤りではない。

しかし、藩主はこの財政改革に期待していたであろうことも他面での真実である。それが挫折に終わったとすれば「被遊方無之」のような「御勝手向御差支」状況はいったいどうなったのだろうか。その後の「年貢量の増大を若干にとどめ、以後固定化」されたという状況のなかで財政改革の試みが挫折したのだとすれば、無策のままに窮乏した藩財政が改善へ向けて急転回できるとは思えない。

注

(1) 「三浦家日録」は三浦家家老の日記。三浦家は正徳二年(一七二二)七月に日向延岡から三河刈谷へ転封となり、刈谷入封時の藩主は三浦明敬、享保十一年(一七二六)に明敬五男の義理が遺領を継ぎ、元文三年の藩主は義理であった。拝領高は二万三〇〇〇石。日録を含む三浦家史料は岡山大学付属図書館所蔵。三浦家の城地は刈谷ののち西尾を経て美作勝山で幕末を迎える。岡山大学付属図書館HPでは、勝山時代の三浦家史料をデジタル公開している。

(2) 勝山藩家老九津見家史料0196「被仰渡申渡扣 従元禄十五年年至延享四卯年」による。九津見家史料は岡山県立記録資料館所蔵。

(3) 関連する史料を次に掲げる。
〔享保十九年十一月〕同九日、御誕生日ニ付、御家老中・御用人・町奉行・同列谷口勘太夫・佐藤三太夫・九里平馬・当番御徒目付、御初書・御吸物・赤飯・御酒被下之、○佐藤三太夫、昨日江戸に着、同十一日、佐藤三太夫、爰元逗留中勢州参宮仕度旨願之通被仰付申渡、

〔同十二日〕
一 佐藤三太夫、今日勢州江出立届有之候、
〔十一月〕同廿六日

一 駿府借入金相調、佐藤三太夫明日発足ニ付諸証文等出来相渡、百姓代として刈谷町平蔵・高津波村々頭源三郎相越、右ニ付金二百足平蔵江、百足源三郎江被下、其外路用から尻一足ツ、被下之、右兩人エフ〔絵符〕之事願之通申付、

一 駿府世話やき与力佐藤弥惣左衛門・大谷木治部右衛門・福原郡太夫江拾五人扶持ツ、被下之、下働江三人扶持被下之、右御扶持方代、暮と七月と其節之相場ヲ以代ニ而被下候筈、

(4) 注(2)に同じ。

(5) 「三浦家日録」元文三年〔A40〕四月廿九日条

- (6) 『三浦家日録』 元文三年 (A 40) 五月九日条
 (7) 注(5)に同じ。
 (8) 刈谷市教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第二卷、一九七六年、一〇三～一〇四頁
 (9) 『三浦家日録』 元文三年 (A 39) (A 40)。
 (10) (11) 『三浦家日録』 元文三年 (A 40)。
 (12) 前掲注(8)『刈谷町庄屋留帳』第二卷、一一四～一一五頁
 (13) 『三浦家日録』 元文三年 (A 39) 八月廿八日条
 (14) 注(5)に同じ。
 (15) 『三浦家日録』 元文三年 (A 40) 八月廿九日条
 (16) 勝山藩家老九津見家資料0196 「被仰渡申渡扣 從元禄十五午年至延享四卯年」
 (17) 『三浦家日録』 元文三年 (A 40) 九月十一日条
 (18) 『三浦家日録』 元文三年 (A 40) 九月十日条
 (19) 注(17)に同じ。
 (20) 『三浦家日録』 元文三年 (A 39) では「八丁山神」、九津見家史料(注(2))では「知鯉鮒道山神ノ還」。
 (21) この点は稿を改め論じることとしたい。

参考文献

- 安城市史編集委員会『新編安城市史』2・通史編近世、安城市、二〇〇七年
 宇野幸男「元文三年の刈谷領徒党強訴」、同『刈谷藩に関する研究』、非売品、一九五九年
 大石慎三郎『享保改革の経済政策』御茶の水書房、一九六一年
 大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年
 刈谷市史編さん編集委員会『刈谷市史』第六卷・資料(近世)、刈谷市、一九九二年

刈谷藩元文三年一揆について(池内)

刈谷市史編さん編集委員会『刈谷市史』第二卷・本文(近世)、刈谷市、一九九四年

キーワード…一揆、刈谷藩、年貢、江戸時代

Abstract

On rebellion at Kariya Domain occurred in 1738

IKEUCHI Satoshi

On October 4, 1738, 600–700 peasants gathered to protest. The Kariya domain immediately moved toward calming the situation, accepting the requests of the peasants and disbanding the turmoil. This is the outline of the rebellion at Kariya Domain occurred in 1738.

The financial poverty of the Kariya domain was severe, and as one of the measures to overcome it, the Domain introduced the new method of how to increase the annual tribute, and the people protested against it. The clan's policy was immediately withdrawn. In this paper, we will reorganize the attempt by the Kariya domain to introduce the new method, which was the direct premise of the rebellion at Kariya Domain occurred in 1738, and the response of the peasants to it.

Keywords: Rebellion, Kariya Domain, annual tribute, Edo era